

「SDGsデザインセンター(仮称)」事業

共同事業者募集要項

平成30年10月22日

横 浜 市
温暖化対策統括本部
環境未来都市推進課

目次

第1	事業目的等	1
1	はじめに	1
2	事業目的	1
第2	事業者の募集、選定	1
1	募集方法	1
2	選定方法	1
3	公募・事業者選定等スケジュール	2
4	提出書類等について	2
5	取下げ	2
6	その他	2
第3	応募事業者	3
1	対象者	3
2	応募資格	3
第4	事業内容	4
1	目的・実施内容	4
2	共同事業期間	4
3	試行的取組数（目標値）	4
4	留意事項	4
第5	提案書（提案項目）	4
第6	役割分担及び費用負担	7
1	横浜市	7
2	共同事業者	7
第7	共同事業者の決定	7
1	評価委員会	7
2	評価項目	7
第8	協定書の締結	7
1	協定書の締結	7
2	費用負担	8
3	協定の解除	8
4	協定締結後	8
5	次年度以降の取扱について	8
第9	その他留意事項	8
	【参考資料等一覧】	8

第1 事業目的等

1 はじめに

横浜市は2018年6月に内閣府から「SDGs未来都市」に選定され、「環境を軸に、経済や文化芸術による新たな価値を創出し続ける都市の実現」をビジョンとして掲げました。

また、ビジョンを実現する取組として提案した、「“連携”による横浜型『大都市モデル』創出事業」が「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。

「自治体SDGsモデル事業」は、様々な主体のニーズ・シーズを分野・組織横断的につなぎ、環境・経済・社会的課題の同時解決型「大都市モデル」を創出する仕組みとして、「SDGsデザインセンター（仮称）」（以下「センター」という。）を創設することとしています。

横浜市では、都心部を中心に企業集積・企業間連携が進み、郊外部では住民・地域団体等の活動が盛んであるなど、様々な主体が活躍しています。

今回の公募は、横浜の強みである、企業、団体・市民等の「市民力」を最大限に発揮して、都市の新たな価値を生み出す仕組みであるセンターを、本市と共同で実施していく民間事業者を募集します。

2 事業目的

本事業では、センターの運営に必要な機能等の検討、様々な主体・施設間の連携、地域の課題解決を目指した取組の実践等を通じ、センターが様々な主体とともに、環境・経済・社会的課題の同時解決型「大都市モデル」を創出し、「SDGs未来都市・横浜」が掲げるビジョンの実現を目指し、SDGsの達成年次である2030年度を見据えて中長期的に取り組みます。

第2 事業者の募集、選定

1 募集方法

- (1) 提案を希望する事業者は、参加意向申出書（様式1）と必要な資格審査書類を提出してください。内容を審査の上、提案書提出有資格者として提案資格確認結果通知書・提出要請書（様式5）をお送りします。
- (2) 提案書提出有資格者は、提案書提出にあたり、必要に応じて質問することができます。その場合は、質問書（様式6）を提出してください。
- (3) 提案書提出有資格者は、提案書（様式2及び様式7～15）及び概算見積書（自由書式）を提出してください。

2 選定方法

提案書提出有資格者から提出された提案書の内容を、評価委員会が総合的に評価した上で、提案内容が最も優位な事業者を共同事業者の第1位候補者、次に優位な事業者を次点候補者として選定します。また、提案書を提出した事業者の皆さまに結果通知書（様式16）を送付します。

選定された事業者につきましては、事業者名等を公表させていただきます。

3 公募・事業者選定等スケジュール

時期	内容
平成30年10月22日（月）	募集要項等公表
11月 1日（木）	参加意向申出書及び資格審査書類提出締切
11月 2日（金）	提案資格確認結果通知書・提出要請書の送付
11月 5日（月）	質問受付締切
11月 6日（火）	質問回答
11月19日（月）	提案書受付締切
11月21日（水）	『SDGsデザインセンター(仮称)』事業評価委員会開催 事業者ヒアリング及び提案の評価・審議
11月下旬	共同事業者の選定・選定結果通知書の送付、結果公表

4 提出書類等について

提出書類、提出期限、提出先、提出部数等は、別紙『『SDGsデザインセンター(仮称)』事業提案書作成要領』のとおりです。

なお、提出書類の内容に虚偽の記載があることが判明した場合、その提出書類は無効とします。

5 取下げ

提案書提出後の取下げは、評価委員会開始前まで取下げることができます。取下げは文書（自由書式）で温暖化対策統括本部環境未来都市推進課へ提出してください。

6 その他

(1) 提出書類

提出いただいた書類等は返却しません。また、提出書類の内容等について説明や追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 提案に要する費用

すべて応募事業者の負担となります。

(3) 開示

提出書類の開示請求があった場合には、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づいて、開示等の手続きをさせていただきます。

(4) 共同事業者のPR

①本市との協定締結後、本市ホームページ等で共同事業者名を公表します。

②本市が広報誌、パンフレット及びイベント等で本事業をPRするときは、共同事業者名を明記します。

第3 応募事業者

1 対象者

横浜市と共同で実施する4つの項目（4、5ページ参照）を一括して提案できる事業者（JV〈共同事業体〉を含む）とします。

【JV〈共同事業体〉】

- ① 共同事業体での応募の場合は、取りまとめ事業者（連絡窓口）を設定してください。
- ② 共同事業体の場合は、各社が事業をどのように分担するのか明確にしてください。複数の役割を1つの事業者が担う場合や、1つの役割を複数の事業者で担うことも可能とします。

2 応募資格

応募資格は、次に掲げる資格基準をすべて満たしていることを条件とします。（※JVの場合は全ての事業者が対象）

資格の審査にあたっては、別紙の『SDGsデザインセンター(仮称)』事業』提案書作成要領で定める参加意向申出書(様式1)及び資格審査書類を審査することにより行います。

《資格基準》

- ① 『SDGsデザインセンター(仮称)』事業』（以下「本事業」という。）の目的に賛同する者であり、かつ法人格を有する団体であること。
- ② 本募集要項をよく理解し、定められたスケジュール等を遵守できる者であること。
- ③ 本事業の共同事業者として、横浜市民協働条例に基づく協働契約を締結できる者であること。
- ④ 締結した協働契約及び関係法令等を遵守できる者であること。
- ⑤ 個人情報の取り扱いについて、関係法令等を遵守できる者であること。
- ⑥ 会社更生法、破産法、もしくは民事再生法の適用を受けていない者、又は商法により特別清算もしくは会社整理を行っていない者であること。
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体もしくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと
- ⑧ 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。)が暴力団員などと密接な関係を有すると認められる者をいう。)でないこと
- ⑨ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと
- ⑩ 本事業の実施に必要な費用を確実に負担する資力・信用力を有する者であること。
- ⑪ 個人情報の適正管理、情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じていること。
- ⑫ 次の各号に該当しないこと。
 - ア 横浜市税、法人市民税、固定資産税、都市計画税（土地・家屋）、消費税及び地方消費税を滞納している。
 - イ 社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金）への加入義務があるにもかかわらず未加入である。

第4 事業内容

1 目的・実施内容

本事業は、センターの運営に必要な機能等の検討、様々な主体・施設間の連携、地域の課題解決を目指した取組の実践等を通じ、センターが様々な主体とともに、環境・経済・社会的課題の同時解決型「大都市モデル」を創出していきます。

2018年度は、2019年度の全面的なセンターの開設に向けて、「運営に必要な機能・仕組み等の構築」「オンラインネットワーク構築」「具体的な地域課題を設定した試行的取組」「プロモーション」等を実施します。

2 共同事業期間

協定締結日から2021年3月31日までを想定しています。

事業内容は、毎年、評価・検証を行う中で、共同事業者と協議の上、必要な見直しを行う場合があります。

なお、本事業はSDGsの達成年次である2030年度を見据えて取り組む予定です。

3 試行的取組数（目標値）

2018年度	2019年度	2020年度
3	6	6

※今回の提案対象は、2018年度分のみです。なお、2019、2020年度に着手する課題設定等については、横浜市と各年度協議の上決定します。

4 留意事項

(1) 本事業は、次の点に留意して、市と十分協議を重ねて実施します。

- ① 2030年度を見据えた中長期的な取組であること
- ② 全体的に横浜らしさを意識し、多様な主体（企業、大学等）との連携により、事業を進めることを必須とします。

(2) 提案書作成に当たっては、次の資料を参考としてください。

- ① 横浜市SDGs未来都市計画
- ② 横浜市中期4か年計画(2018～2021)
- ③ 横浜市地球温暖化対策実行計画(2018年10月 改定)

第5 提案書（提案項目）

次の各提案項目について、6ページの図1、2を参考に提案書を作成してください。

(1) センターの運営（機能・運営組織等）（様式9）

- ① センターの機能（仕組み）
- ② 様々な主体との連携（想定する連携先・具体的内容など）
- ③ 運営組織（仕組み・スキームなど）
- ④ 拠点展開（機能・役割など）

(2) 様々な主体・施設間の連携を促すオンラインネットワークの構築 (様式10)

- ① オンライン上のネットワーク構築イメージ
- ② 情報収集手法
- ③ 情報提供手法
- ④ 利用促進手法

(3) 具体的な地域の課題を設定した試行的取組の実施 (様式11、12、13)

センターが 2018 年度に着手する試行的取組として提案していただく課題は次のとおりです。

- 課題 1 (環境分野) : 温暖化対策 (様式 11)
課題 2 (社会分野) : 超高齢化社会対応としての郊外住宅地対応
(地域交通課題等) (様式 12)
課題 3 (経済分野) : 経済活性化と賑わい創出 (様式 13)

- ① 課題は、SDGs 未来都市が掲げる環境・経済・社会の 3 側面で相乗効果を生み出すことが期待できる内容としてください。
- ② 課題は、「大都市モデル」として具体的に着手し、事業化を目指せる内容としてください。(提案、構想のみは不可)
- ③ 課題ごとにプロジェクトリーダーを設置し、PDCAを意識した内容としてください。
- ④ 提案内容は、事業者決定後、市と十分協議調整の上、内容、進め方等を決定の上実施します。必ずしも、提案内容どおりに実施するものではありません。
- ⑤ 提案内容には、市が既に取り組んでいる事業、市が実施主体となるもの、法改正を伴うものやインフラ整備が主たるものは除きます。
- ⑥ 課題ごとに本市に期待する役割を記載してください。

(4) センターの取組のプロモーションの実施 (様式14)

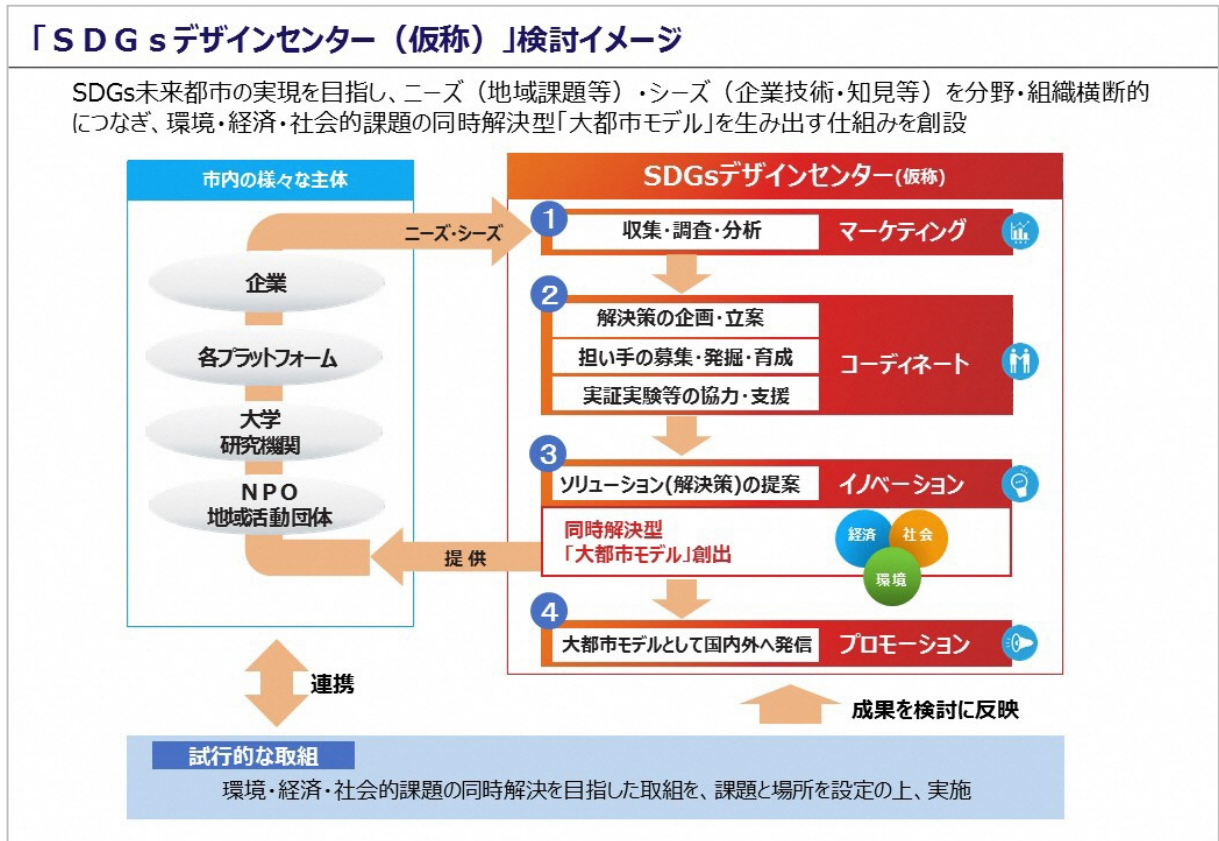
- ① プロモーション計画の概要
- ② 一定規模 (300 人以上) で多様な主体が集い、横浜らしさを兼ね備えたフォーラム (会議等) の企画 (時期・会場・内容等)
- ③ 名称・愛称・ロゴマークデザイン等のセンタープロモーションに必要な素材

(1) ~ (4) 共通 (様式15)

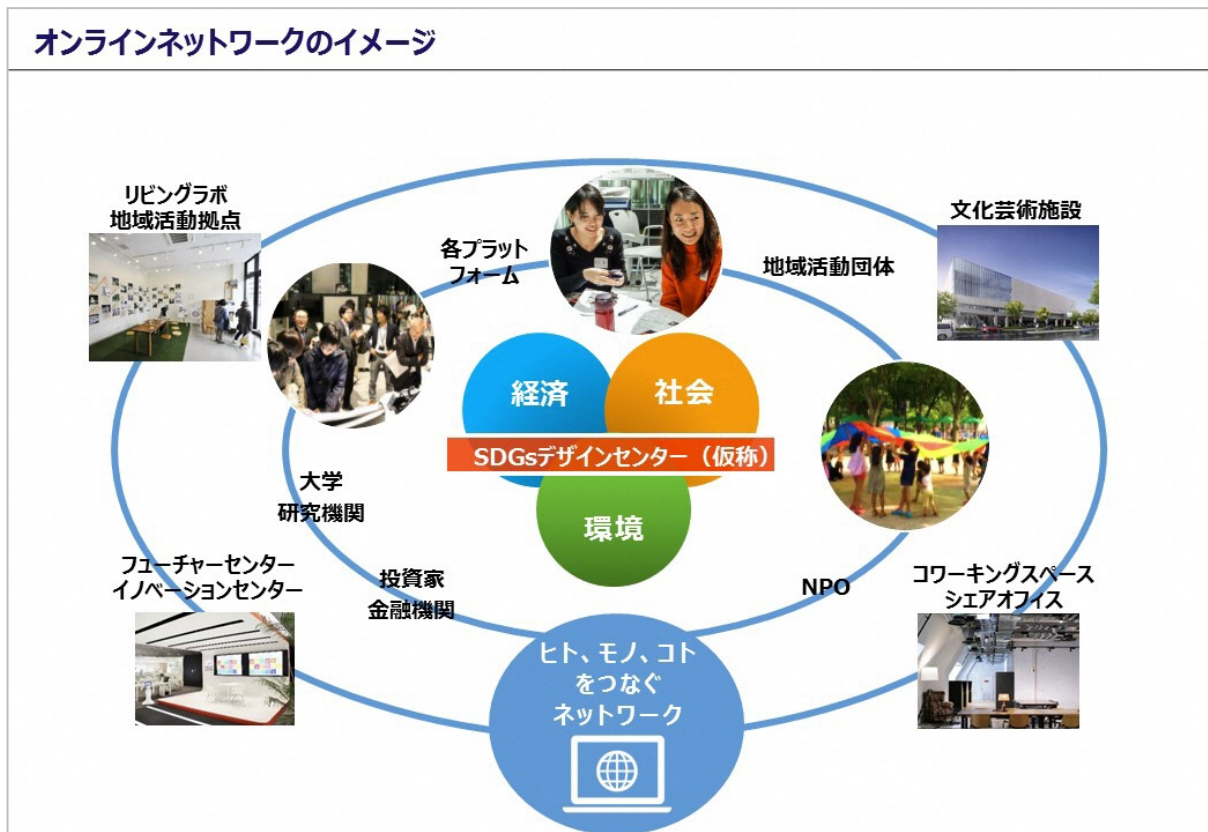
上記 (1) ~ (4) の各項目をについて、事業開始から 2021 年 3 月 31 日までの想定スケジュール、年度別の取組内容を記載してください。

ただし、(3) の試行的取組については、2018 年度着手分のみ記載してください。

【参考】センター・オンラインネットワークの検討イメージ
(図1)



(図2)



第6 役割分担及び費用負担

- (1) 提案書提出時に、3年間（年度別）の概算見積書（市費概算額及び自己負担額）を提出してください（自由書式）。ただし、試行的取組の実施に係る費用については、2018年度に着手する取組の分のみとします。
- (2) 本事業における2018年度の横浜市及び共同事業者の役割分担と費用負担の考え方は、次のとおり想定しています。具体的には、事業者決定後、横浜市と協議の上決定します。

1 横浜市

役割：本事業に係る企画調整、PR、関係者調整及びその他提案により求められる事項
費用：本事業の実施に係る費用の一部。※2018年度：(上限) 45,000千円（税込）

2 共同事業者

役割：本事業に係る企画調整・事業の実施、報告書作成等
費用：上記役割実施にあたって必要となる費用（人的支援、場所・物品の提供等含む）

第7 共同事業者の決定

評価委員会で提案書の内容を総合的に評価し、共同事業者を選定します。

1 評価委員会

名称	SDGs デザインセンター（仮称）事業評価委員会
所掌事務	提案の評価及び事業者の選定等に関すること
委員	温暖化対策統括本部本部長（委員長） 温暖化対策統括本部副本部長（副委員長） 政策局政策課担当課長 政策局共創推進課長 経済局企画調整課長 経済局新産業創造課長 環境創造局政策課長 旭区区政推進課長

2 評価項目

評価項目等は、別紙『SDGsデザインセンター（仮称）』事業提案書評価・選定基準』のとおりです。

第8 協定書の締結

1 協定書の締結

- (1) 共同事業者決定後、本市と協定を締結します。
- (2) 協定は3年間の基本協定と毎年度の年度協定を結びます。
- (3) 協定の内容については、提案書の内容に基づき、本市と協議の上決定します。
- (4) 協定は、事業者の合意のもと市民協働条例を適用し「協働契約」として締結していただく。

くことを想定しています。

2 費用負担

協定締結に係る一連の費用は、共同事業者の負担とします。

3 協定の解除

共同事業者が協定書に定めることに違反した場合には、協定を解除することがあります。

4 協定締結後

共同事業者は、協定締結後、協定によって定めたスケジュールに基づき事業に着手します。

5 次年度以降の取扱いについて

- (1) 2019年度以降の具体的な実施内容は、それぞれ前年度の事業実績を踏まえ、契約形態、費用負担、役割分担等を決定するものとします。
- (2) 2019年度以降の契約については、事業実績等の履行状況や事業予算状況を鑑み、単年度ごとの締結とします。
- (3) 2019年度以降において、事業予算の減額又は削除があった場合は、当該事業を縮小又は中止することがあります。

第9 その他留意事項

- (1) 本事業の履行で知り得た情報は、本市の承諾なく外部へ漏らした、持ち出してはなりません。
- (2) 個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければなりません。
- (3) 共同事業者は、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項の規定等に準拠し、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。
- (4) 本事業は、地方創生支援事業費補助金（地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取組の推進事業）を活用する事業です。よって、国の求めに応じて資料を作成する必要が想定されます。必要が生じた場合には、横浜市から指示をします。

【参考資料等一覧】

- (1) 横浜市SDGs未来都市計画
<http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/futurecity/sdgs/pdf/sdgsfc-plan.pdf>
- (2) 横浜市中期4か年計画 2018～2021（原案）
<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/chuki2018-/>
- (3) 横浜市地球温暖化対策実行計画（2018年10月 改定）
<http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/plan/h30jikkou/pdf/h30kaiteisoan.pdf>
- (4) 横浜市市民協働条例
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jourei/jourei/jyourei.pdf>
- (5) 横浜市個人情報の保護に関する条例
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/kokai/jorei/kojinjourei.pdf>